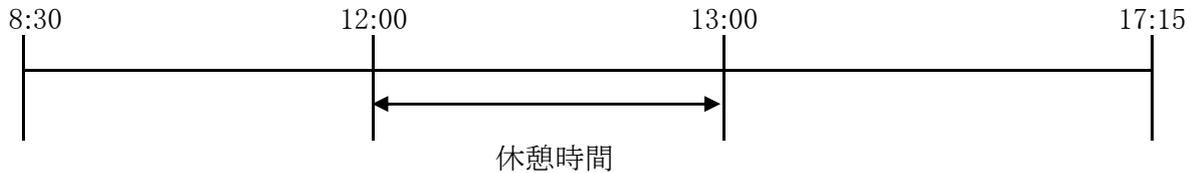


### 3 勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 職員の勤務時間、休息、休憩時間の概要（平成26年4月1日現在）

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。



#### (2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

| H25年度の平均取得日数 | H24年度の平均取得日数 |
|--------------|--------------|
| 8.8 日        | 9.3 日        |

#### (3) 特別休暇等の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、休暇が認められます。

| 種 類                 | 具体的な内容  | 付与日数   | 取得者数 |      |
|---------------------|---|--|------|------|
|                     |   |  | H25年 | H24年 |
| 感染症の予防措置等による休暇      | 感染症の予防のために隔離、交通遮断等の措置がとられた場合                              | 必要な期間  | 0    | 0    |
| 証人等で他の官公署に出頭するための休暇 | 裁判員、証人、鑑定人、参考人等で他の官公署へ出頭する場合                              | 必要な期間  | 0    | 0    |
| 骨髄提供のための休暇          | 骨髄移植のための骨髄液の提供等を行う場合                                      | 必要な期間  | 0    | 0    |
| ボランティア休暇            | 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合                                    | 5日以内   | 0    | 0    |
| 結婚休暇                | 職員が結婚した場合   | 7日以内   | 15   | 10   |
| 生理休暇                | 女子職員が生理のため勤務することが困難な場合                                    | 2日以内   | 1    | 2    |
| 通勤緩和                | 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度であると認められる場合 | 1日につき1時間の範囲内   | 0    | 0    |
| 母子保健法による健康診査等       | 妊娠中の女性が母子保健法による保健指導又は健康診査を受ける場合                           | 妊娠23週までは4週間に1回、24週から35週までは2週間に1回、36週から出産まで1週間に1回必要と認める時間 | 1    | 1    |
| 産前休暇                | 8週間以内に出産予定の女子職員が申し出た場合                                    | 8週間以内  | 1    | 1    |
| 産後休暇                | 出産後8週間の間、育児等のために申し出た場合                                    | 8週間以内  | 1    | 0    |

| 種 類           | 具体的な内容                               | 付与日数  | 取得者数 |      |
|---------------|--------------------------------------|-------|------|------|
|               |                                      |       | H25年 | H24年 |
| 妻の出産休暇        | 職員の妻が出産する場合                          | 3日以内  | 11   | 9    |
| 育児参加休暇        | 妻の出産日の前後8週間以内に、出産した子又は就学前の子を養育する場合   | 5日以内  | 2    | 0    |
| 子の看護休暇        | 満12歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの子の看護を行う場合 | 5日以内  | 29   | 30   |
| 短期介護休暇        | 要介護者の介護等を行う場合                        | 5日以内  | 10   | 5    |
| 職員親族の死亡による休暇  | 親族が死亡した場合                            | 1～10日 | 92   | 102  |
| 父母の追悼の特別な行事休暇 | 父母の追悼のための特別な行事を行う場合                  | 1日    | 0    | 0    |
| 夏季休暇          | 夏季における心身の健康維持・増進等を図る場合               | 7日    | -    | 675  |
| リフレッシュ休暇      | 永年にわたって勤続した場合                        | 3日以内  | 30   | 27   |

※夏季休暇は、集計中です。

#### (4) 職員の育児休業制度の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度であり、子が3歳に達するまで取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

|      | 内 容  | 取得者数 |      |
|------|--|------|------|
|      |  | H25年 | H24年 |
| 育児休業 | 男女を問わず3歳未満の子を養育する職員が、その子が3歳に達するまでの間育児のために休暇をとることができる制度です。  | 7    | 12   |
| 部分休業 | 子を託児して勤務する場合などには、子が就学の始期に達する日まで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として勤務しないことができる制度です。 | 7    | 7    |

#### (5) 介護休暇制度の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇であり、連続する6月取得することができます。介護休暇は、1日単位でなく、時間単位で取得することもできます。

|      | 内 容  | 取得者数     |          |
|------|--|----------|----------|
|      |  | H25年     | H24年     |
| 介護休暇 | 負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障がある配偶者等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。 | 0<br>(0) | 1<br>(1) |

(注) ( )内は、女性の取得者数であり、内数です。

#### (6) 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最低限度の期間、勤務することが免除されます。

|      | 取得者数 |      |
|------|------|------|
|      | H25年 | H24年 |
| 療養休暇 | 47   | 42   |

(7) 安全衛生管理体制の整備状況 (各年度4月1日現在)

事業場の規模及び業種によって、安全衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

| 組織等       | 説明  | H26年度     |          | H25年度     |          |
|-----------|---|-----------|----------|-----------|----------|
|           |   | 設置すべき事業場数 | うち設置事業場数 | 設置すべき事業場数 | うち設置事業場数 |
| 総括安全衛生管理者 | 安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者 | 0         | 0        | 0         | 0        |
| 安全管理者     | 総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全にかかる技術的事項を管理する者     | 0         | 0        | 0         | 0        |
| 衛生管理者     | 総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のあるものの発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者    | 3         | 3        | 3         | 3        |
| 安全衛生推進者等  | 安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者            | 22        | 22       | 23        | 23       |
| 産業医       | 健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師    | 3         | 3        | 3         | 3        |
| 安全衛生委員会   | 労働者の健康障害、危険を防止するための基本対策等の安全・衛生に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会          | 3         | 3        | 3         | 3        |